

令和2（2020）年4月28日

学生の皆さんへ

学務担当理事

学生に広がるマルチ商法的勧誘に注意！

最近、学生をターゲットにした**投資詐欺的な事案**が全国はもとより**宇都宮**でも増えています。

これらの多くは、**バイナリーオプション**と呼ばれる金融為替商品に関わるものです。バイナリーオプションは、為替や日経平均株価のような指標をもとに、「上昇するか」「下落するか」を予想し、その後の「値動き」に応じて「利益か損失」が確定するものです。この上昇するか下落するかを予測するとするプログラムを入れた**USBメモリー**を**30万円から50万円程度で販売**する、というのがおおよその手口です。

こうした商品のために、実際には多くの学生が**50万円程度の学生ローン**を紹介され、なかには、**購入者を紹介したら数万円を支払う**という勧誘を受けた学生もいます。

被害を受けた学生の多くは、学内の知り合い、サークルのメンバー、友人・知人から勧誘を受けています。

一度こうしたものに手を出すと、背負わなくともよい借金を背負ったり、友人・知人との人間関係が崩れ、人間不信になったりしかねません。

学生の皆さんは、このような被害に遭わないよう十分注意するとともに、相談したいことや不審なことがありましたら、下記窓口までご連絡ください。

学生なんでも相談窓口

峰地区（学務部学生支援課） 電話：028-649-5072

陽東地区（学務部陽東学務課）電話：028-689-6003

バイナリーオプション

投資用USBメモリー等の情報商材販売を伴う勧誘に注意！

バイナリーオプション取引とは、あらかじめ決められた時点の騰落を予測し、ある値よりも高いか低いか、二者択一で選ぶ取引です。

取引の簡明さと比べ、仕組み自体は複雑で、投資元本を失う恐れがあり、期待する投資成果を得るためには、知識や経験が必要なリスクの高い取引です。

『**必勝法、勝率〇〇%、投資額の〇〇%の利益**』等をうたい、金融商品取引の勧誘において、バイナリーオプション取引等の金融商品取引の投資用USBメモリーを高額で販売する詐欺的な行為が学生を中心に広がっています。『**もうけ話**』には注意しましょう。

友人やSNS（Twitter、Instagram等）で知り合った相手から『**このツールを使えば簡単に、すぐに儲かる。**』などと勧誘され、高額な投資用USBメモリーを売りつけられてしまい、仕組みやリスクを理解しないで無登録業者※と契約するケースや、借金をしてまで契約してしまう等『**もうけ話**』のトラブルが増加しています。

※無登録業者について

- ▶ 海外所在業者であったとしても、日本の居住者を相手方として金融商品取引業を行う場合は、金融商品取引業の登録が必要です。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは禁止されています。（違反者は罰則の対象となります。）
- ▶ 無登録の海外所在業者は、業務の実態等の把握が難しく、仮にトラブルが生じたとしても業者への追及は極めて困難です。
- ▶ 個人であっても、登録を受けずに金融商品取引業として金融商品の取引を友人などに勧誘する行為は禁止されております。

その「もうけ話」大丈夫？

例① SNSを通じて・・・

Twitter、Instagramで『投資初心者でも簡単に月収〇〇万円！』という投稿をしているアカウントに興味を持ちフォローすると、そのアカウントから「バイナリーオプションで儲けている。必勝法と必勝ツールが入っているUSBメモリーを君には特別に〇〇万円で売ってあげる。」とダイレクトメッセージが送られてきた。他の投稿を見ると、利益をあげている画像（実際にはデモ画面であった。）が投稿されており、「どうやら嘘ではなさそうだ。必勝法があるなら自分にもできそうだ。」と思い、USBメモリーを購入し必勝法に従って取引を行ったが、多額の損失を出してしまった。

例② 友人から勧められて・・・

同じ大学の友人から「最近投資を始めて月〇〇万円儲けている。」と言われ、投資方法の詳しい説明をしてくれるという先輩を紹介してもらった。その先輩から、「このUSBメモリーに入っているバイナリーオプションの必勝ツールを使えば絶対に儲けが出る。〇〇万円で買わないか？」と勧められた。しかし、手元にUSBメモリーを買えるだけのお金がないことを伝えると、「学生ローンで一時的にお金を借りるといい。すぐに利益が出て返済できるから安心して。」と言われたので、「海外留学のための資金」と嘘をつきローンを組み、USBメモリーを購入した。

1ヶ月間、必勝ツールを用いて取引を行ったが思うように利益が出ていないことを友人に伝えると、「実はこのUSBメモリーを別の人に紹介した後、購入してもらえれば月〇万円を紹介料としてもらえるんだよ。」と言われた。その後、勧誘に躍起になるあまり、大学にはほとんど行かなくなってしまった。

<購入する前に相談しよう>

- ▶ 消費生活センターでは、消費者からの相談を受け付けております。
消費者ホットライン (局番なし) **188**
- ▶ 特に学生の皆様は、**1人で悩まずに、**
ご家族や大学の学生相談室など、**まずは周りの方に相談を！**

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先まですみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日10:00~17:00)

Tel : 0570-016811 (IP電話からは03-5251-6811)

※金融庁では、金融行政・金融サービスに関する一般的なご質問・ご相談・ご意見を金融サービス利用者相談室で受け付けています。